

# 中山間地域等において収益力向上を目指す 担い手の取組を支援します！！

## ～ 中山間地域等担い手収益力向上支援事業 ～

- 地域の特性に応じた様々な農業が展開されている中山間地域等は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っており、「総合的なTPP関連政策大綱」において、中山間地域等における担い手の収益力向上を図る施策の展開が位置づけられました。
- 本事業では、中山間地域等において、新たに借り受ける農地又は既存の経営農地において収益力の高い作物を導入する取組や作物のブランド化の取組により収益力向上を目指す担い手を支援します。

### 支援内容：

**補助率：定額（5万円/10a 以内）**

担い手が作成し、市町村が認定する「収益力向上計画」に基づき、①収益力の高い作物を導入する取組や②作物の価値向上の取組面積に応じて支援します。



### 収益力向上計画

①新たに借り受ける農地への作物の導入や、既存の経営農地において収益力の高い作物への転換等により、収益力向上を図る担い手の取組

(例)

- ・適正施肥を行うための土壌分析調査
- ・土壌改良資材や堆肥散布等による土づくり
- ・試験栽培に必要な育苗、マルチング 等



土づくり



収益力の高い作物の導入

②既存の経営農地において作物の価値向上を行い、収益力向上を図る担い手の取組（上限額200万円）

(例)

- ・販路開拓に向けたアドバイザーの招へい
- ・作物の価値向上に向けた成分分析や品質の向上
- ・ロゴやラベルデザイン等の作成、商標等の申請 等



アドバイザーの招へい



認定制度等による作物の価値向上

**取組主体：** 認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構から農地を借り受ける農業者 等

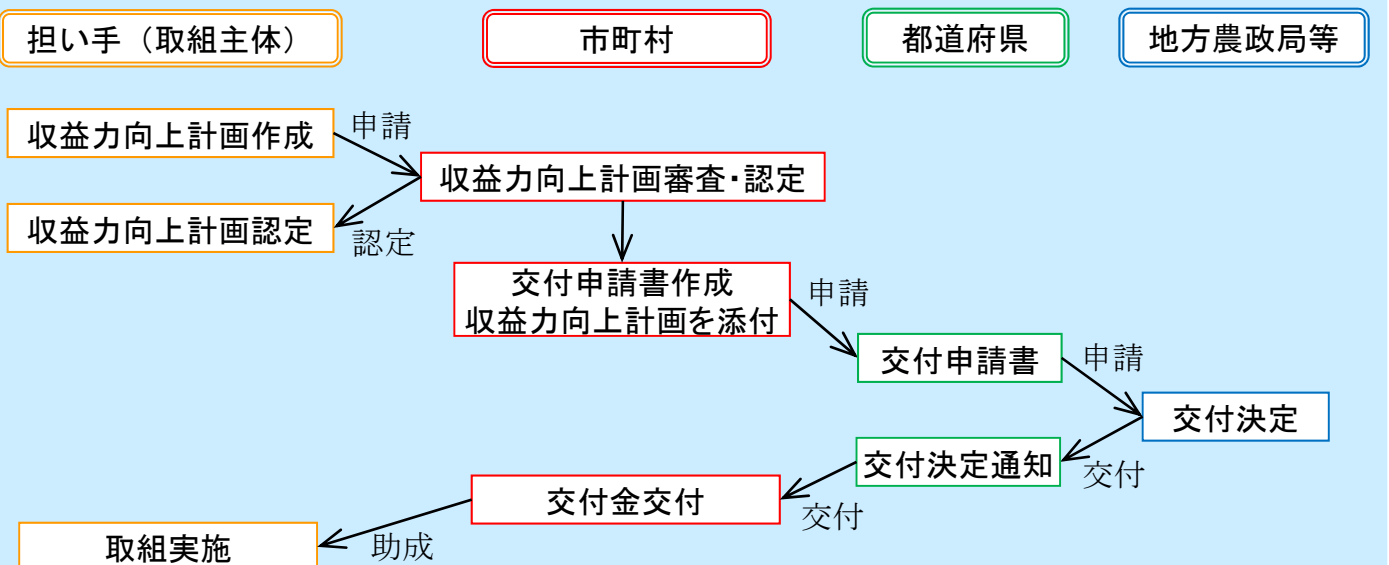
**対象地域：** 中山間地域等(特定農山村法等の地域振興8法で指定された地域)

**目 標：** 担い手が作成し、市町村が認定する「収益力向上計画」において、今後3年間で、本事業に取り組む担い手の取組面積当たりの作物の販売額が10%以上向上することが見込まれること

## 対象作物：

- 経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金のうち戦略作物助成の支援対象作物である、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米は、本事業の支援の対象外です。
- 主食用米を対象作物とする場合、経営面積が10ha以上の担い手が米の生産数量目標に従い、農地中間管理機構等から新たに借り受ける農地において作付するものが対象です。また、本事業の交付金と経営所得安定対策の米の直接支払交付金(7,500円/10a)の両方の助成を受けることはできません。

## 交付までの流れ：



※交付申請及び交付決定は都道府県を  
経由しない場合もあります。

詳細については、以下までお気軽にお電話下さい。

- 農林水産本省 農村振興局 地域振興課 03-3502-6005(直通)
- 各地方農政局 農村計画課 (沖縄県は、内閣府 沖縄総合事務局 土地改良課)
- (東北)022-263-1111(内線4059) (関東)048-600-0600(内線3415) (北陸)076-263-2161(内線3436)
- (東海)052-201-7271(内線2515) (近畿)075-451-9161(内線2440) (中国四国)086-224-4511(内線2532)
- (九州)096-211-9111(内線4632) (沖縄)098-866-0031(内線83342)

平成28年1月20日